

平成 22 年度

予算大綱説明

市議会 3 月定例会に、平成 22 年度の予算案並びに諸議案を上程、ご審議いただくにあたりまして、所信の一端と予算の大綱を申し上げます。議員各位、市民皆様の格別なご理解とご協力を仰ぐものでございます。

合併後 5 回目となった平成 22 年度予算編成は、従来とは 2 つの面で大きく異なった背景をもって行われました。

第 1 は、昨年 11 月に執行された市長・市議選挙を経てなされていることでもあります。この選挙は、合併後第 1 期 4 年間の市政運営ならびに第 2 期目の政策公約に対する市民の審判を仰ぐものとしてあったと認識しています。また、旧選挙区の廃止、定数の大幅削減のもと、議会の構成も大きく変わりました。

その結果を受け、平成 22 年度予算案は、「第 1 次総合計画プラス第 2 期市長マニフェスト」の責任ある遂行を使命とするものとなっているのであります。

第 2 は、昨年 8 月の総選挙の結果、わが国政治史上の画期をなす政権交代が実現し、新政権がはじめて政府予算を手がけるなかで行われたことでもあります。

平成 22 年度の政府予算案は、政権公約に掲げられた政策の実現をはじめ、多くの点で旧政権下の財政運営とは異なったものとなりました。「政治主導」の言葉に象徴されるように、予算編成過程も様変わりしました。さらに国債発行額が税収を上回るという異例の財政状況ともなっています。

いま日本の政治はきわめて本質的な変革期に突入していると考えています。

これまで国民に、経済成長と福祉社会の実現を約束してきたシステムが限界につきあたる一方、高齢化と人口減少に備えるべき体制は十分に確立されておらず、「格差社会」の亀裂を修復すべき社会保障制度の信頼性は揺らぎ、「世界第 2 の経済大国の地位」を失いながら新たな成長戦略は構築されていません。温暖化対策をはじめ地球環境問題に取り組む国の体制も、そのかけ声に比して不確かであります。

昨年の政権交代は、旧来の政権体制にこれら課題の解決をゆだねることはできないことを国民意思として示したものであったと認識しています。問題は、新政権にその解決能力が十二分に備わっているかどうかではなく、それぞれの責任ある人々がそれぞれの立場でわが国社会が抱える諸問題に正面から取り組み、国民総体の力のなかから次代にふさわしい政治経済体制を構築していくことでもあります。

地方自治の現場は、そのための最も重要な舞台の一つとなっています。

リーマンショック以降の世界経済危機は、本市地域経済に対しても、一昨年末から深刻な影響を及ぼしはじめ、いまなお有効求人倍率の低位での推移、企業税収の落ち込みなど景気回復の足取りは重い状況であります。それ以前から、医療、年金、福祉などの分野で不安要因が増大していたなかで生じた経済危機であったため、国民の抱える生活面と心理面での不安は、かつてないものとなっています。

このなかにあつて政府は、昨年来緊急経済対策や雇用対策を切れ目なく発動し、地方政府もその財源措置を得てさまざまな施策を展開してきました。景気の底割れを防

ぐとともに、セーフティーネットのほころびを修復するうえで、これら施策は一定の役割を果たしてきましたが、それを上回る効果を生み出すには至っていないと思っています。

新政権は、従来の景気対策を引き継ぎつつ、子ども手当や農家戸別所得補償等に代表されるマニフェスト施策を実現するための財源確保を最優先させて平成 22 年度予算編成を行いました。税収見込みの大幅低下のなかで、「事業仕分け」等による財源捻出も想定を下回り、マニフェスト項目の一部手直しを行いながら、結果として税収を上回る国債発行をもってその政策需要をまかなうほかなかったのであります。

この政府財政運営は、地方交付税の削減傾向に歯止めがかかったこともあいまって、短期的にみると本市財政運営にとっては、プラス要因に働いています。合併以降歳出削減に力をいれ、予算規模のスリム化に取り組んできましたが、緊急経済対策費や子ども手当関連国庫支出金増などによって、新年度は昨年度に続き前年度比 1.84%、3 億 8 千万円増の予算編成となったにもかかわらず、各種財政指標は改善傾向を維持することができました。

「独自の財政健全化努力の成果」プラス「旧政権以来の緊急経済対策」プラス「新政権の社会政策投資」、これが現在の本市財政運営を確実ならしめている枠組みと言えます。

しかし中長期的にみると、この財政運営は大きなリスクを抱えています。

とくに生産年齢人口の減少のなかで、増大する社会保障サービスをまかなう安定財源を欠いていることが、その最大要因であります。

平成 22 年度予算案のなかでは、国民健康保険会計に対する財政措置に、そのことが端的に現われています。国保会計の内部調整によっては持続的な運営が困難となったことから、先般市は、国民健康保険運営協議会に対して、平成 22 年度の保険税改正についての諮問を行ったところでありますが、協議会の答申は、国保会計の収支に照らして約 30%程度の保険税引き上げが止むを得ないと結論づけつつ、国保加入者の状況を勘案し、急激な税率アップを避けるよう求めるものとなりました。

この答申を受け、平成 22 年度予算案では、国保会計の税不足を補う繰入金で 8 千万円計上して激変緩和措置をとったところですが、次年度も何らかの緩和措置が必要となる可能性があります。

主な収入を年金に頼る高齢者世帯にとって、保険の原則とはいえ給付に見合う保険税の値上げは、生計費を圧迫し、将来不安を増大させるものとなります。高齢化がさらに進み、医療給付が増加する傾向が続く当地域にとって、一時的な財源補填に頼るだけでは、真の安心を保障することはできません。

平成 22 年度予算案では、このほかに市独自の施策として、子ども医療費の無料化拡大や公共バス運営維持、地域医療関連施策の充実などを盛り込み、昨年台風 18 号の教訓から防災対策上の新規必要措置も講じることといたしました。

これら市民生活の安心を確保するために不可欠な財政投入は、現時点において本市財政運営を危うくするものではありませんし、さらなる行財政改革の推進によってよ

り充実したサービスを提供できるものと確信しております。

しかし、より長期的な観点でみた場合には、こうした財政運営だけでは限界があることもまた疑いないところでもあります。とくに政府債務の膨張が、自治体経営にとって最大のリスク要因に転化する可能性があることを冷静に見きわめておく必要があると考えます。

つまり当面の不況対策が新たな経済成長と雇用創出につながらず、子ども手当や農家戸別補償などの直接家計給付措置も新たな消費需要の喚起につながらず、ただ将来不安のみが増大して退職資金が積みあがっていくことになれば、ついには政府信用の失墜から財源確保に行き詰まり、地方への資金還流がとまって、自治体が担う各種市民サービスや福祉施策が大きく収縮してしまうような事態のことであります。

こうしたリスクを回避し、市民社会の安心と安全を守るために地方政治の場でなすべきことは、大別して2つあると考えています。

第1には、地方分権（「地域主権」）のさらなる推進を求め、とくに地方拘束型の補助金行政から一括交付金等による地方責任型行政への転換を求めていくことであります。それぞれの地域に必要なものは、それぞれの地域で見きわめ、自主責任にもとづく行財政運営に移行してこそ、政府債務膨張のリスクを予防し、地域の活力増大につながられると思います。

第2には、地域社会のなかでの人々の絆を蘇らせ、相互扶助と地域自治の原理に立って、独自の社会連帯を構築することです。高度情報化、国際化、専門化の激流が社会生活を覆う今日、複雑に入り組んだ社会機構にアクセスできる人々はより大きな便益を享受できますが、そこから疎外された人々は往々にして孤立し、社会変化から大きく取り残されがちになります。住民同士が互いを助けあい、理解しあい、高めあっていくことによってこそ、地域のすべての成員が豊かな生活を享受することができると思います。

第1次新城市総合計画は、『市民（ひと）がつなぐ 山の湊（みなと） 創造都市』を本市の将来像と定め、「新たな公共が導く市民自治社会の創造」をまちづくりの根本理念と謳っています。

また第2期市長マニフェストは、総合計画を強力に推進するとともに、時代が求める高度連帯社会と安心保障、そして新規雇用の創出を最重点課題として絞り込んでいます。

「幼保一体化・幼児教育の全面保障」は、子育ての「社会化」に向けて市民の英知と力を結集せんとするものであるとともに、本市のもつ強みをいかして素晴らしい子育て環境と家庭支援体制、子どもの全人格的な発達をサポートする地域社会の責任と誇りを創造せんとするものであります。

「医療の再生」は、市民病院の危機、地域医療の機能崩壊のなかで、医療のもつ死活的な重要性を体験してきたわれわれの強い決意の現われであります。国の政策ミスと連携不備に起因する地域医療危機であるからこそ、そこからの出路は地域社会の総力によって作り出していかねばなりません。

「新産業と雇用創出」は、新東名開通を間近にひかえた本市の大いなるチャレンジであります。地域経済の力強い循環を再生させるとともに、新たな成長エンジンを起動させる努力を惜しんではなりません。

また「新城版・人事院」と銘打った構想は、自治人事制度を自立的に構築できずしては、真の自治社会と「地方政府」を担うことはできないとの気概をもって取り組むものであります。

平成 22 年度予算案では、これら重要施策を推進するために必要な措置を講じています。

総括的にいって、われわれはまだ従来型の行財政構造から脱してはいませんが、そのなかでも緊要の経済対策や生活対策を休むことなく執行できなければなりません。と同時に、新たな社会政策、経済政策、福祉政策の芽生えを育て、次代の行財政運営へと重心を移していくことが求められています。

ベクトルを異にする多くの要求にこたえつつ、忍び寄る破綻を回避し、新たな社会目標に向かう変革を促進していくこと。当面の財政運営は、こうした使命を果たすための最適の資源配分がどこにあるのかを厳しく検証されることを通じて、自らを律していかなければならないと考えています。

このような観点から、22 年度予算案を「生活の安心確保と総合計画の推進力強化をめざす 22 年度予算案」としたところでございます。

さて、具体論に入らせていただきます。

新年度予算案の規模でございますが、一般会計は 210 億 7,000 万円、特別会計は 129 億 3,326 万 2 千円、企業会計は 64 億 3,234 万円とし、総予算合計は 404 億 3,560 万 2 千円としたところでございます。

市の財政運営の基本となる市税につきましては、一進一退を続けている経済動向を踏まえ、前年度対比 1.8%減の 71 億 2,400 万円と見込みました。このうち、市民税につきましては、景気動向、雇用環境を反映し、個人市民税においては前年度対比 9.0%減の 23 億 9,540 万 2 千円、法人市民税においては前年度対比 24.1%減の 2 億 7,229 万 5 千円を見込んでいます。

地方譲与税につきましては、道路特定財源の一般財源化に伴い地方道路譲与税制度が廃止されることを踏まえ、前年度対比 9.4%減の 3 億 1,700 万円を、また、自動車取得税交付金につきましては、自動車販売動向の低水準推移を反映し、45%減の 1 億 4,300 万円としたところであります。

地方特例交付金につきましては、児童手当制度の継続及び子ども手当制度の創設に伴い児童手当及び子ども手当特例交付金を見込むとともに、住宅借入金等特別控除の継続及び自動車取得税減税の継続に伴う減収補てん特例交付金を見込むことによつて、前年度対比 97.3%増の 1 億 4,400 万円といたしました。

市税に並ぶ大きな財源であります地方交付税につきましては、国における出口ペー

スで1兆733億円の増加となっておりますが、事業仕分けで提言された算定方法の簡素化が見込まれております。現時点で、見直しの詳細が不明のため21年度算定方法を参考に算定費目の加除を加味して52億円を計上したところであります。

国県支出金につきましては、国庫で子ども手当制度の創設に伴う負担金、(仮称)社会資本整備総合交付金、東郷東小学校校舎と舟着小学校屋内運動場の耐震化、八名中学校屋内運動場の改築を対象とした公立学校施設整備費交付金等を予定し86.6%増の17億891万5千円を、また、県費では、道路新設改良事業等負担金、知事選挙・県議会議員選挙執行委託費等で10.5%増の13億9,824万2千円を見込んでいます。

繰入金においては、市税等落ち込み分の補てん及び国民健康保険税改定に伴う激変緩和措置への財源対策として財政調整基金から2億円繰り入れることを予定いたします。

市債につきましては、東郷東小学校校舎耐震補強、舟着小学校屋内運動場耐震補強、八名中学校屋内運動場改築、地域文化広場改修等を対象として市債を予定するとともに、地方交付税の不足分を国と地方が折半して負担するために起こす臨時財政対策債を前年度並みに予定し、市債総額を15.4%減の20億3,660万円としたところであります。歳入における依存度は前年度対比1.9%減の9.7%、プライマリーバランスは、0.9ポイント改善のプラス5.0%を見込んでいます。

なお、過去に発行した高利率の地方債を対象とする公的資金補償金免除繰上償還のための借換債が新年度も見込まれますが、詳細不明のため計上を見送っております。

次に、歳出でございます。

予算編成においては、総合計画が着実に実施されるよう編成に先立ち総合計画市民委員会の意見を求め、それを参考に主な事業の判定を行い、優先事業に重点的に一般財源を投入いたしました。また、厳しい経済雇用情勢に市としてとりうる施策の計上に腐心したところであります。

それでは、総合計画の施策体系に沿って、主な事業をご説明申し上げます。

まちづくり編の基本戦略の第1は「市民自治社会創造」でございます。

地域主権を实のあるものとし、精神的に自立し成熟した地域社会を確立していく必要があります。

広い市域、異なった生活環境のある本市では、地域内の多様性に着目した地域計画の策定に平成21年度から取り組んでいます。新年度はその計画策定支援のための交付金を設けるとともに、地域自治区、地域内分権について調査研究を進めてまいります。また、平成20年度から開催している市民討議会を引き続き開催し、市民参加・関与のあり方の実践研究と意見の市政反映を図ってまいります。研究を続けてきた自治基本条例については、新年度において市民会議の設置、シンポジウムの開催、条例案の作成へと進めてまいります。

情報共有では、CATVの活用により市政番組、議会中継等放送業務を充実させると

ともに、市ホームページ、広報紙による積極的な情報提供に取り組み、さらに市政モニター制度を導入し市民参加を促進してまいります。さらに、平成 23 年度からは総合計画中期計画に入っていくため、市民満足度調査を行い、前期計画の検証、中期計画策定を通して成果重視型行政経営に取り組んでまいります。

また、新年度は合併 5 周年を迎えることから、10 月に記念式典を予定するとともに未定であった市の花・市の木等について、一体化のシンボルとして選定を行いたいと思います。

根付いてきた市民活動の支援では、市民活動サポートセンターに常駐のサポート要員を配置するとともに人材育成のための講座・研修を行なってまいります。また、女性の社会参加をさらに進めるため、男女共同参画プランにそった事業を展開するとともに女性の悩みごと電話相談、人材育成講座を実施し、あわせて人材バンク登録を推進していきます。

基本戦略の第 2、「自立創造」についての取り組みを申し上げます。

市内でも、新東名高速道路、三遠南信自動車道の建設が本格的に進みはじめ、本市の新たな展開に現実感が増してきています。豊かな地域資源を基礎とした農林商工・観光に飛躍の可能性が広がりつつあり、開通に向けて市・市民・産業界が協働して積極的な展開をしていくことが求められるところであります。さらに、質の高い居住空間を創造するため都市・生活基盤の整備や地域間競争力を備えた地域の自立をめざしていく必要があると考えています。

観光面では、現在策定している観光基本計画を完成させ、一体感のある事業展開に取り組んでいくとともに自然環境、地域文化、歴史遺産を活かし、また全国的に知られてきた新城ラリーやツール・ド・新城など DOS 地域再生事業に取り組んでまいります。

情報の受発信においては、本市の重要な社会基盤となった光ファイバーネットワークを良好に維持し、市民生活における情報の利活用を支援していくとともに、懸案となっていた携帯電話不通話地域を解消していきます。

森林・林業面では、昨年制定した「森づくり基本条例」の理念を具体化させるため、森づくり基本計画を策定するとともに森林整備事業、森林総合産業の創出事業、地域材の普及、林道等林業基盤の整備に取り組んでまいります。

農業面では、農業経営が政府の新たな農業政策に着実に対応できるよう営農活動支援事業や経営構造対策事業を展開するとともに、農家を悩ましている鳥獣害に対する対策を強化していきます。また、昨年策定した食育推進計画にそって食育フェスタを開催するなど食育の活動を推進してまいります。

雇用面では、新規学卒者・未就業者に対し企業説明会を開催するなど新規雇用確保に取り組むとともに将来の雇用創出をめざして企業立地の推進、企業用地等の開発に取り組んでまいります。また、現在の厳しい雇用環境に対応するため緊急雇用創出基金事業を積極的に活用し、雇用の創出を図りながら環境整備等市民サービスの向上につながる事業を展開していきます。

交通体系面では、公共バスの運行による市民の足を確保するとともに新東名関連の

道路整備、生活道路の整備、交通安全施設の整備を進めてまいります。また、15m以上の橋りょうについて点検を行い、橋りょうの安全確保、長寿命化のために修繕計画を立てます。

快適に暮らせるまちづくりでは、長篠地区において良好な住環境を維持するための準都市計画区域指定、本市の景観のあり方を探る景観まちづくり事業等に取り組むとともに、木造・非木造の住宅の耐震診断等を推進してまいります。

また、水道事業において第6期拡張事業、配水管の更新などを、簡易水道事業においては簡易水道の統合事業などに取り組み、飲料水の安定確保に努力してまいります。

さらに、公共下水道、農業集落排水の汚水処理区域の拡大に引き続き取り組むとともに集合汚水処理区域外における合併処理浄化槽の設置も進め、きれいな川の維持に取り組んでまいります。

教育面では、児童生徒の健全な育成のため不登校やいじめ、発達障害への対応を強化するとともに子どもチャレンジ、学校体育振興等子どもの可能性を広げる施策、英語教育の充実、野外学習の推進、へき地教育の振興に力を注いでまいります。施設面においては、東郷東小学校校舎と舟着小学校屋内運動場の耐震化、八名中学校屋内運動場の改築等学校施設の整備を行うとともに県産材を使用した机・椅子を導入する木の香る学校づくりに取り組みます。

文化スポーツ面では、建築後23年を経過する地域文化広場の改修を計画的に進めているところでありますが、新年度は大・小ホールの音響・照明設備の更新を行うとともに、B&G海洋センターのプール改修を行います。

基本戦略の第3、「安全・安心の暮らし創造」についての取り組みを申し上げます。

日々健やかに過ごすことのできる暮らしは市民みんなの願いであります。本市の最重要課題である地域医療体制の整備を進めるとともに、少子・高齢化を支える保健・医療・福祉の相互連携、子育て支援、高齢者・障害者の社会参加を推進していく必要があると考えています。また、防災対策の充実、交通安全・防犯対策等の強化に取り組む、安全・安心の地域社会を築いていくことも必要であります。

そのため、地域医療体制では、在宅当番医制、休日診療所、夜間診療所による第1次救急体制の維持、病診連携や地域医療連携、へき地医療に取り組んでいくとともに、新城市民病院の医療体制を維持向上させ、医師の招聘に努力してまいります。また、市民病院においては、新たに亜急性期医療に取り組んでまいります。

健康づくりでは、健診事業、保健活動を積極的に展開するとともに、インフルエンザ・日本脳炎等の予防接種による疾病予防、女性のがん検診等疾病の早期発見に取り組んでまいります。また、心の健康づくりを進めるため自殺防止への取り組み、生涯スポーツ活動への参加を促進していきます。

単年度赤字の続いている国保財政においては、保険税改定を予定せざるを得ない状況にありますが、急激な保険税上昇を抑制するため激変緩和措置として一般会計から国保会計へ特別繰出を行うことといたしました。

子育て支援においては、子ども手当制度の導入に伴い、国による保護者への経済援助、市町村による子育て環境整備と役割分担が明確になってきましたので、この役割

分担を基本として、誕生祝金支給を廃止し子ども手当支給を行っていくとともに、次世代育成支援行動計画にそって子育て相談、児童館運営、地域子育て支援センターの増設、放課後児童クラブ運営、東郷西保育園駐車場整備等自治体の役割として子育て環境の整備を強化するとともに乳幼児等健診の実施、子ども医療費の助成拡大を実施してまいります。マニフェストに掲げました幼保一体化については、幼児教育のあり方も含めて本市のとるべき方向性を研究し、市民、専門家等幅広く意見を求め、検討してまいります。

社会参加の促進については、平成 21 年度に策定した地域福祉計画にそって誰もが生きがいを持って社会に参加できるよう高齢者、障害者の社会参加の条件整備を進めてまいります。

障害者の相談支援等地域生活支援事業に取り組むとともに、新たに難病患者に対する居宅生活支援を開始してまいります。また、福祉医療、後期高齢者医療、介護保険事業等の適切な運営に努め、生活の基礎的条件を支えてまいります。

災害に強いまちづくりでは、市の防災対策機能を強化するため災害対策本部活動の条件整備を行うとともに、防災資機材の整備、防災行政無線等の良好管理、高規格救急車等消防車両の更新、消防水利の整備、消防団詰所の建設、消防団活動の支援を行います。

地域ぐるみの安全対策では、安全・安心で快適なまちづくり行動計画にそって展開するとともに積極的に取り組んでいただいている市民の安全・安心活動を支援するとともに、悪徳商法等消費者被害事例の増加に対応して被害の未然防止と相談体制の強化に取り組んでまいります。

基本戦略の第 4、「環境首都創造」についての取り組みを申し上げます。

世界的緊急課題となっている環境問題に対しては、国民、産業界、行政等すべての主体がそれぞれの分野において、最大限の努力をあらわなければなりません。本市といたしましても市民、産業界の環境意識の向上や取り組みを支援していくとともに環境施策の充実に取り組んでまいります。

環境への理解促進では、啓発活動を積極的に展開するとともに、本市の豊かな自然環境を再認識するため各種講座、学習会、自然観察会、クリーンフェスタ等を開催し市民の環境活動への参加を促進してまいります。

自然環境の保全では、市民参加の森づくり事業をはじめとして、水辺環境の整備、環境保全向上活動の支援、水質浄化・保全、水源林涵養等に取り組んでまいります。

循環型ライフスタイルの浸透では、環境基本計画にそって環境育成型市民自治社会への取り組みを進めていくとともに、水生生物調査等を通して子どもの頃から環境意識の醸成を図ります。また、本市の地球温暖化防止実行計画の策定、市民の太陽光発電装置設置に対する補助、緑のカーテン運動、環境家計簿の推進等多面的に取り組むを進めてまいります。

行政経営においては、「財政運営」「行政改革」「人材育成」「情報共有と情報化」を主なテーマとして取り組んでまいります。

まず、財政運営であります。合併以来取り組んできた財政健全化の取り組みや定員適正化計画により、経常収支比率の改善、基礎的財政収支の改善、財政健全化指標の改善など多くの成果を残してまいりました。今後の課題として残っている公共施設のあり方について、存続・再編・廃止等見直しを実施に移すとともに、所有の明確化、適正な使用料負担等について市民に理解を求めながら取り組んでまいります。

さらに、これまで税込確保のため嘱託員の採用、土地の全筆調査等に取り組んできましたが、新たに平成 23 年度を目標に東三河各市と協力して滞納整理組織の設立に向けて研究検討を行ってまいります。

行政改革については、新年度が総合計画前期計画期間の最終年度であり、平成 23 年度から中期計画期間が始まることから、市民満足度調査、成果の検証、事務事業評価等を通じて全般を見直し中期計画に反映していくことを予定しています。

また、市組織機構及び内部決裁規程の全体を見直し、新年度からこれまで以上に政策課題の着実な実行、組織内分権・現場主義による迅速柔軟な行政執行に取り組んでまいります。

老朽化、庁舎分散により懸案となっている庁舎問題は、合併特例債発行可能期間中の解決をめざしていますが、財源確保を図るため庁舎等建設基金への積立を行っていくとともに、新年度においては、これまでの内部的な調査研究段階から市民による検討段階へと移行していくことを予定しています。

職員の育成については、地域主権・市民自治社会実現のため資質をさらに高める必要があります。そのため、職員研修事業を強化するとともに、組織目標の明確化と職員の各目標設定による年間行動計画の設定等を継続していきます。

情報の共有は、市民自治社会の基礎的条件であります。そのため、情報公開制度の適切な運用と個人情報保護の厳格な保護を行いながら、市民自治の育成を図るため、積極的な情報提供を行ってまいります。

情報化については、CATV による市政番組、議会中継の提供、広報紙の発行、市ホームページでの情報提供等を推進するとともにコンピュータウイルス対策等情報セキュリティの徹底を図ってまいります。

以上述べましたように、新年度予算は、市民の生活の安心確保と総合計画を強力に推進するための予算であります。

総合計画で描く市民の将来像「市民（ひと）がつなぐ山の湊（みなと）創造都市」の実現に向けて、全面展開をしてまいりたいと思っております。

ここにお見えの議員諸氏並びに全市民の皆様とともに、市民自治社会の実現に向けて、強い決意と勇気を持って進んでいく所存であることを申し上げまして、所信の一端と、22 年度予算大綱の説明を終わらせていただきます。